

労災保険制度について

令和8年2月

農林水産省
経営局就農・女性課

労働者災害補償保険制度について

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

[主な保険給付]

- 療養(補償)等給付・・・必要な療養を給付
 - 休業(補償)等給付・・・休業1日につき給付基礎日額(※1)の60%を支給
 - 障害(補償)等給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
 - 遺族(補償)等給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給
- } ※2

※1: 給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2: 上乘せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

[社会復帰促進等事業の概要]

- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

- | | | | |
|---------------|-------------------|------------|------------------|
| ○適用事業場数(労災のみ) | 約297万事業場(令和4年度末) | ○適用労働者数 | 約6,146万人(令和4年度末) |
| ○新規受給者数 | 777,426人(令和4年度) | ○年金受給者数 | 188,968人(令和4年度末) |
| ○保険料収入 | 8,908億円(令和4年度) | ○保険料収納率 | 98.9%(令和4年度) |
| ○保険給付等 | 8,023億円(令和4年度決算額) | ○社会復帰促進等事業 | 742億円(令和4年度決算額) |

農業従事者への労災保険の適用

○ 農業の場合、労働者に係る労災保険の適用の区分は以下。

	労働者：常時5人以上	労働者：常時5人未満
法人の事業	強制適用	強制適用
個人の事業	強制適用	原則として任意適用

- 上記で「**原則として任意適用**」の事業（個人の事業であって、労働者数が常時5人未満の事業（暫定任意適用事業））であっても、以下いずれかに該当する場合は**強制適用**となる。
- ・労働者の過半数が労災保険の加入を希望する場合
 - ・事業主が特別加入する場合
 - ・一定の危険又は有害な作業を主として行う事業の場合

労災保険加入の重要性について①（リスク管理の観点）

- **事業者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、療養補償として必要な療養を行う等の災害補償責任を負っている。しかし、労災保険に基づいて補償を受けられる場合には、事業者は災害補償の責を免れる。**
- **暫定任意適用の対象となる事業者であっても、労災保険の加入申請をしておらず、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり又は死亡等した場合には、労働基準法による災害補償の規定により、事業主が災害補償責任を果たす必要がある。**

労災保険未加入で、労働災害が発生した場合の負担の例

業務災害	死亡	障害	疾病	負傷
災害事例	<ul style="list-style-type: none"> ・農機の下敷となり死亡 ・作業中に熱中症となり死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具に巻き込まれ片手の全指を切断 ・重機の騒音により両耳に重度の難聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中に熱中症となり入院 ・農薬散布作業中に中毒症状を発症し入院 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械作業中に裂傷 ・収穫作業中に高所から転落し大腿部を骨折
労災保険補償例	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族補償(一時金) 約1,000万円 ・葬祭料 約60万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償(医療費) 約100万円 ・障害補償(一時金) 約670万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償(医療費) 約20万円 ・休業補償 約1.2万円 <p>※ 2日間程度の入院の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償(医療費) 約80万円 ・休業補償 約12万円 <p>※ 20日間程度の入院の場合</p>
労働者の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の倒産等で求償ができない場合には、十分な補償が受けられない可能性 			

※本表における医療費等の額は、参考として一定の前提の下で農林水産省において試算したものであり、記載した業務災害が実際に発生した場合における額とは異なる点について留意が必要。
 ※本計算に当たっては、年齢40歳、月収30万円、年収400万円の従業員が被災したと仮定して農林水産省において試算。

労災保険加入の重要性について②（選ばれる職場作りの観点）

- 雇用就農者が就農前に重視した労働環境については、特に「安定した収入」、「労災保険への加入」等の割合が8割を超えている。
- スポットワークのアプリを運営している企業で、サービス利用の条件として「労災保険への加入」を義務付けている場合もある。

雇用就農前に重視した労働環境 (単位：%)

選択項目	重視する
所定労働時間が1日8時間以内、週40時間以内であること（繁閑はあるが、年間を通じて週40時間以内となっている場合も含む）	51.4
休憩時間について、労働時間が6時間以上の場合は45分以上、8時間以上の場合60分以上確保されていること	64.3
週1回以上、または4週間を通じて4日以上の日が確保されていること	77.5
週2日の休日確保されていること	51.5
時間外及び休日の労働について、所定の割増賃金が支払われること	69.6
休暇が取得しやすいこと	76.2
1ヶ月当たりの時間外及び休日の労働時間が45時間以内、かつ年間の時間外及び休日の労働時間が360時間以内であること	59.9
雇用保険の加入	84.1
労災保険の加入	83.4
健康保険の加入	83.6
厚生年金保険の加入	81.9
給与水準	77.9
安定した収入	85.2
人事評価による昇給	64.3

第5回検討会 有識者ヒアリング資料【抜粋】 (Kamakura Industries株式会社 様)

「dayworkを利用した生産者の変化」

■法令に準拠した雇用

- ・労災保険への加入
- ・労働条件通知書の交付
- ・給与明細の交付
- ・源泉徴収票の交付

※dayworkはアプリ利用生産者に対し、労災保険加入、労働条件通知書の交付、条件の順守、農作業安全への配慮等を求めている。

暫定任意適用事業について

- 暫定任意適用事業は廃止し、労災保険法を順次、強制適用することが適当。
- 強制適用に当たっては、零細な事業主の事務負担の軽減等の対応を農林水産省と連携しつつ検討するとともに、施行までに十分な期間を設けることが適当。

農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会

- 農業法人等が、人・農地の受け皿として将来にわたって発展していくためには、他産業と遜色のない雇用環境の整備が急務。
- 食料・農業・農村基本法に「農業の雇用に資する労働環境の整備」が明記されたことを受け、「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」を設置し、労働法制の在り方も含めた政策の在り方について検討を深めているところ。

委員（令和7年12月時点）

梅本 雅（座長） （株）ファーム・マネージメント・サポート 代表取締役
（元農研機構非常勤顧問）

生部 誠治 （一社）全国農業協同組合中央会
参事兼営農・担い手支援部長

笠木 映里 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

川口谷 仁 （公社）日本農業法人協会 副会長

佐藤 陽平 （一社）全国農業会議所 経営対策部長

鈴木 泰子 全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク 会長

中村 美紗 株式会社フルトリ代表取締役

前田 彩花 全国農業青年クラブ連絡協議会 会長

開催状況

第1回（令和6年10月）

- ・ 農業をとりまく労働環境や他産業との比較、労働関係法制の現状整理等
- ・ 被用者保険制度の見直しの方向性

第2回（令和6年11月）

- ・ 被用者保険制度の論点整理（見直しの意義、経営への影響や事務負担など）
- ・ 暫定任意適用となっている労災保険制度の現状分析等

第3回（令和7年2月）

- ・ 暫定任意適用となっている雇用保険制度の現状分析等
- ・ 農業雇用の実態に係る統計データの研究・分析（有識者ヒアリング）

第4回（令和7年3月）

- ・ 雇用環境整備に取り組む農業経営者からのヒアリング

第5回（令和7年6月）

- ・ 農業の人材確保や労働環境の整備に関する有識者からのヒアリング

第6回（令和7年8月）

- ・ 被用者保険の改正内容報告
- ・ 労災保険制度における暫定任意適用に係る課題の洗い出し

第7回（令和7年12月）

- ・ 労働政策審議会（労災保険部会）における議論の報告
- ・ 労災保険の加入促進

暫定任意適用事業とされている農業を強制適用とすることについて

- 多数かつ全国に広く存在すると考えられる対象経営体に対し、労災保険の意義の理解、加入の要否の判断等に資するわかりやすい制度周知を行う必要。強制適用するに当たり課題とされていた経営体の把握等への対応や、新たに保険に加入することとなる経営体の事務負担の軽減など、厚生労働省及び農林水産省が連携して施行までに準備を進める必要。

(参考)「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」における主な意見について

1. 暫定任意適用事業について

- ▶ 強制適用に向けた検討を進めることについて、賛成である。
- ▶ 労働者の保護は産業間で差があってよいものではない。また、保険料負担よりも、労働災害が発生したときの経営者負担の軽減というメリットの方が大きい。

2. 農業経営体の把握・制度周知について

- ▶ 対象となる経営体を特定して個別に周知するのではなく、農業経営体全般に対して周知が必要。また、農業経営体だけでなく、働く側へのアプローチも必要。
- ▶ 地方行政・労働基準監督署等の公共機関やJA・全国農業会議所等の農業団体が果たす役割は非常に大きい。厚生労働省、農林水産省とも様々な連携をして周知を図っていただきたい。
- ▶ 強制適用になったから加入するのではなく、自身の経営を守るために加入が必要なんだという、農業者が納得できるアプローチが必要。そのためには時間をかけてケアすべき。
- ▶ 農業の特殊性として、ゆい・手間替えや家族労働力など、契約関係の無い曖昧な形で労働提供がされることがある。そこを改めて、労働者としての性格を明確にして進めていくことが必要。

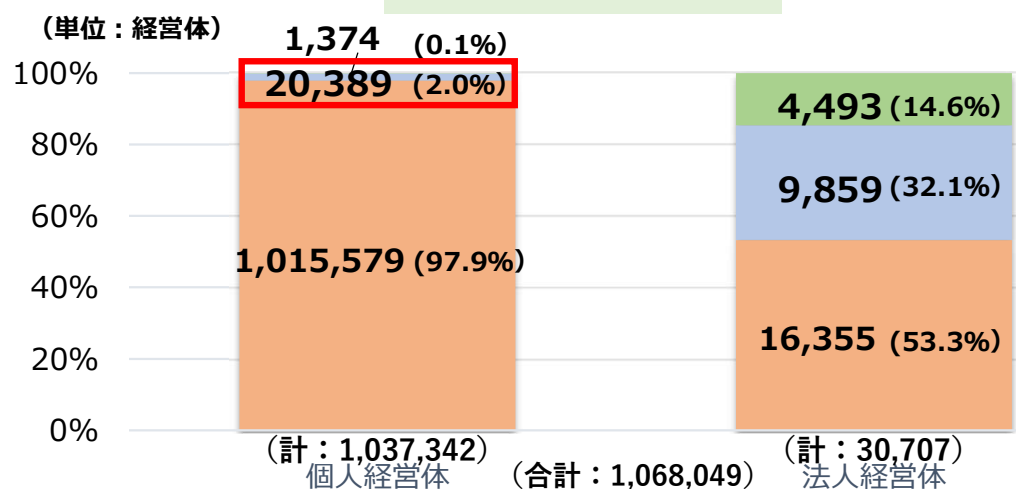
3. 事務負担の軽減について

- ▶ 加入に対する支援があると非常に効果的。社労士との連携等による加入手続のバックアップへの公的な支援が必要。それによって各地域の農協や農業委員会等も動きやすくなるのではないかと。
- ▶ 労務管理ソフトやオンライン申請の活用を進めることによって、事務負担を減らしていく取組も有効だと思う。
- ▶ 保険料算定時の事務を簡素化するため、賃金台帳の整備も同時に推進する必要。

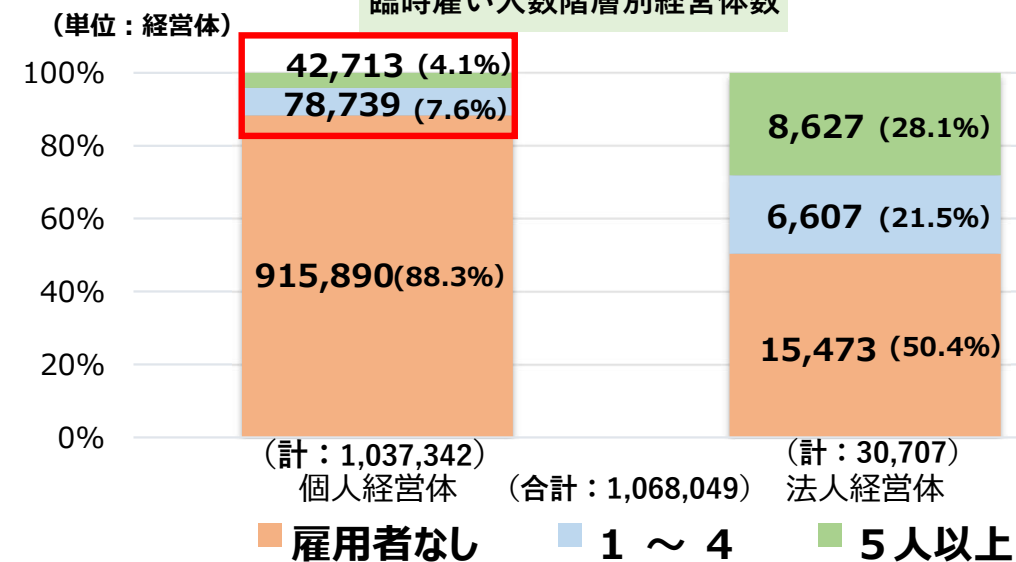
暫定任意適用を受けている経営体（加入推進の周知対象）について

- 農林業センサスによると、常雇いが1～4人の個人経営体は最大で約2万経営体（約2%）、臨時雇いが1人以上の個人経営体は約12万経営体（約11%）。
- 令和6年6月時点で、暫定任意適用を受けながら、任意で保険に加入しているのは約2.3万経営体。

常雇い人数階層別経営体数



臨時雇い人数階層別経営体数



<農林業センサスにおける定義>

常雇い：

あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で、主に農業経営のために雇った人をいう。

臨時雇い：

日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいう。

手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

【参考】労災保険料の負担について（試算）

年間賃金	保険料負担額
20万円（注1）	2,600円
120万円（注2）	15,600円
300万円（注3）	39,000円

※ 農業の保険料率は1.3%

（注1）日当1万円で、農繁期1カ月（20日）働いた場合

（注2）月給20万円で、6か月働いた場合

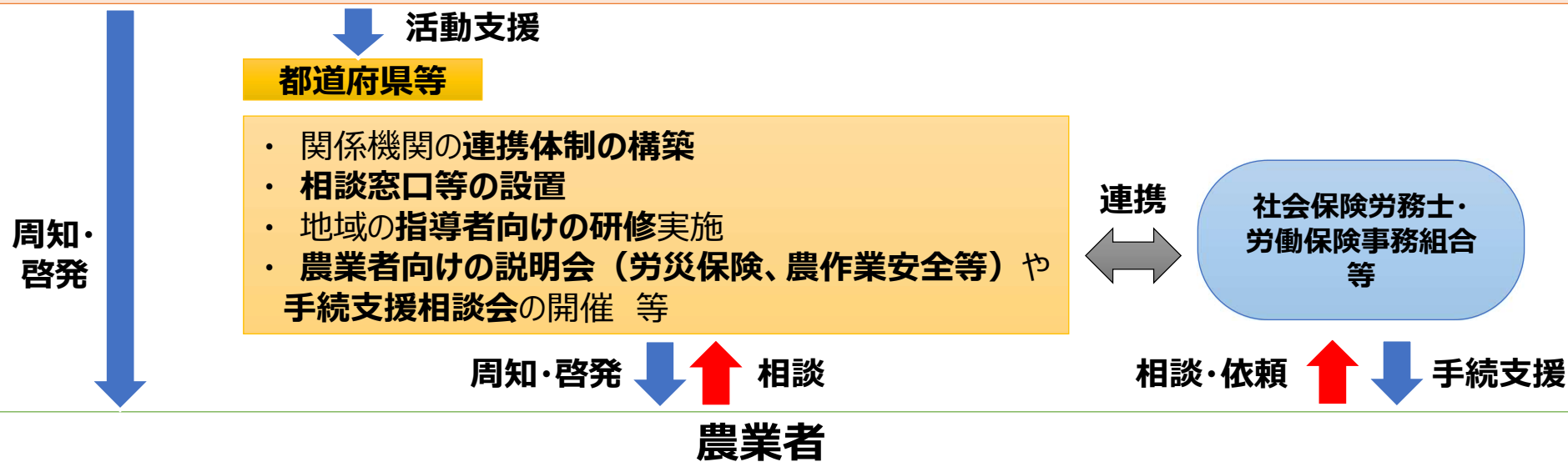
（注3）月給20万円で通年雇用、賞与30万円×2回 の正社員の場合

雇用体制強化事業（推進体制整備コース）

- 被用者保険制度の改正や労災保険制度の加入推進、農作業安全活動の普及等のためには、**きめ細やかな周知の実施及び現場のフォロー体制構築**が必要。
- **推進母体となる全国組織の活動に対する支援**とともに、**都道府県段階**においても国と関係機関が連携し、**相談窓口の設置や労働保険事務組合の設立等**のフォロー体制整備、**農業者向けの周知活動等**を推進していく。

全国段階（全国農業会議所）

- ・ **全国組織の体制整備**
- ・ 労働関係法制の制度変更や労働環境改善、農作業安全等に係る**普及啓発資料の作成・配布、説明会の開催**
- ・ 労災保険の加入促進等に関する**先進事例調査**
- ・ 都道府県段階での活動に対する**指導・助言** 等



<今後のスケジュール（想定）>

令和8年 1～3月

- 全国事業実施主体決定
- 都道府県取組主体の選定（10～20県程度）

4～6月

- 周知チラシ等の作成
- 自治体・団体向け説明会（全県）

7～12月

- 加入マニュアル・書類ひな型などの作成
- 都道府県段階の取組の進行（地域別の担当者研修会、農家向け説明会等）

.....

雇用体制強化事業

【令和7年度補正予算額 1,275百万円の内数】

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、雇用による人材獲得・定着を図るために、働きやすい環境づくりや労働関係法制の見直しに対応するための体制整備、他産地・他産業との連携による労働力確保等を支援します。

<事業目標>

農業分野における労働環境の改善

<事業の内容>

1. 働きやすい環境づくりコース

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する就業に関するルール策定や見直し、従業員の労働負荷軽減に資する取組、マネジメント体制強化のためのシステム導入等を支援します。

※ 関係機関（地方自治体・JA等）+ 農業経営体3者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域で、地域の核となる農業経営体の場合、1者以上で可）

2. 推進体制整備コース

労働関係法制の見直しに対応するための周知活動や現場のフォロー体制の構築、労災保険の任意加入を促進するための取組を支援します。

<全国事業>

各種制度の周知のための説明会の実施、労災保険の加入促進のための事例調査・手引き作成 等

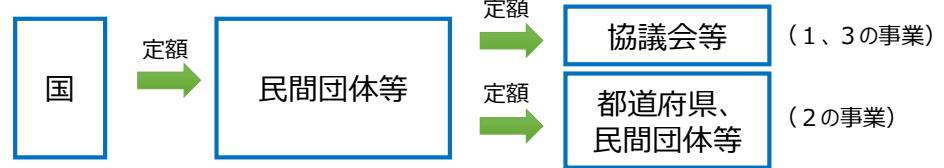
<都道府県事業>

地方自治体や農業関係団体と社会保険労務士等が連携する体制の構築、労災保険加入の手続支援相談会の開催 等

3. 産地間連携等推進コース

繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保を推進するための労働力調査等の実施を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

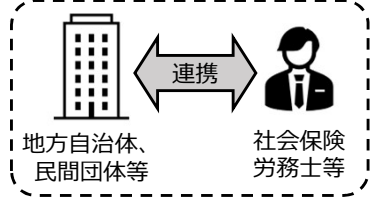
1 働きやすい環境づくりに対する支援

【取組例】

- 就業規則の策定・見直し
社会保険労務士等へのコンサルティング相談等
- 働きやすい環境づくりのための研修
外部講師を招いた研修会の開催等
- 労働負荷の低減
作業のマニュアル化、工程見直し等
- マネジメント体制の強化
人事制度や人材管理システムの導入等



2 推進体制の整備 (都道府県事業)

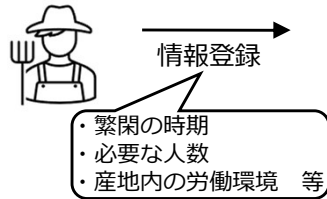


(取組例)



3 産地間連携等の推進

<人材不足産地>



<実施主体>



<人材を送り込みたい産地>



<他産業の企業>

